

法務省民商第171号
平成27年12月22日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについて（通達）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）附則第3号に掲げる規定及び戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年法務省令第51号。以下「改正省令」という。）が平成28年1月1日から施行されることとなり、また、本日付け法務省民商第170号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について」（以下「改正通達」という。）を発出したところですが、これらに伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「公的個人認証法」とあるのは番号利用法整備法による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）を、「商登規則」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「譲登規則」とあるのは改正省令による改正後の動産・債権譲渡登記規則（平成10年法務省令

第39号)を、「商登準則」とあるのは改正通達による改正後の商業登記等事務取扱手続準則(平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達)をいい、引用する条文は全て改正後のものです。

記

第1 番号利用法及び番号利用法整備法の概要

1 住民基本台帳カードの廃止及び個人番号カードの交付

番号利用法整備法第19条の規定により、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」いう。)が改正され、番号利用法整備法による改正前の住民基本台帳法(以下「旧住基法」という。)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード(以下「旧住基カード」という。)が廃止され、これに代わるものとして、個人番号カードが交付されることとされた(番号利用法第2条第7項、第17条第1項)。

2 電子証明書に関する改正

番号利用法整備法第31条の規定により、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が改正され、その題名が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に改められるとともに、住民基本台帳に記録されている者に係る電子証明書が署名用電子証明書に、その発行主体が都道府県知事から地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に、それぞれ改められた(公的個人認証法第3条第1項)。

第2 個人番号カードの交付に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱い

1 商業登記法(昭和23年法律第125号)第23条の2の本人確認の資料について

(1) 個人番号カードについて

個人番号カードについては、商業登記法第23条の2第1項の規定に基づく本人確認の資料として取り扱うものとする。

同規定による文書の提示その他必要な情報の提供の求めに応じ、申請人又はその代表者若しくは代理人(以下「申請人等」という。)が個人番号カードを提示し、登記官が、個人番号カードを本人確認の資料として申請人等の申請の権限の有無を調査した場合において、商登準則第4

7条第2項の規定により本人確認調書（別記第25号様式）を作成するときは、当該本人確認調書の確認資料「④個人番号カード」を囲むものとする。

(2) 旧住基カードに関する経過措置

旧住基カードは、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住基法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時又は旧住基カードの交付を受けた者が番号利用法第17条第1項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなして改正後の住基法の規定を適用するものとされた（番号利用法整備法第20条第2項）。

この経過措置により個人番号カードとみなされる旧住基カードについては、商業登記法第23条の2第1項の規定に基づく本人確認の資料として取り扱うものとする。

同規定による文書の提示その他必要な情報の提供の求めに応じ、申請人等が旧住基カードを提示し、かつ、登記官が、当該旧住基カードを本人確認の資料として取り扱い、申請人等の申請の権限の有無を調査した場合において、商登準則第47条第2項の規定により本人確認調書（別記第25号様式）を作成するときは、当該本人確認調書の確認資料「⑤住民基本台帳カード」を囲むものとする。

2 商登規則第61条第5項に基づく添付書面について

株式会社の設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、商登規則第61条第2項若しくは第3項の規定又は同条第4項の規定により、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役（以下「取締役等」という。）の印鑑につき市区町村長作成の証明書が添付されている場合を除き、当該取締役等が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。以下「本人確認証明書」という。）を添付しなければならないとされているところ、本人確認証明書として、個人番号カードの表面の謄本であって、当該取締役等が原本と相違ない旨を記載し、署名又は記名押印したのも、これに該当する。

なお、個人番号カードの裏面については、これを謄写したものを添付することはできない（後記5参照）。

また、上記1(2)の経過措置により個人番号カードとみなされる旧住基カードの謄本であって、当該取締役等が原本と相違ない旨を記載し、署名又は記名押印したのもも、本人確認証明書に該当する。

3 動産・債権譲渡登記の登記事項証明書の交付を受けようとする場合

譲登規則第28条第1項の規定により交付の請求をした動産・債権譲渡登記の登記事項証明書について、登記所で交付を受けようとするときは、当該交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない（同条第6項）ところ、個人番号カードは、本人確認書類に該当するものとされた。

なお、上記1(2)の経過措置により個人番号カードとみなされる旧住基カードについても、本人確認書類として取り扱うものとする。

その他の個人番号カードの提示による本人確認の取扱いについては、個人番号カード以外の本人確認書類の取扱いと同様である。

4 番号利用法第7条の規定に基づく通知カードについて

番号利用法第7条の規定に基づき交付される通知カードについては、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためだけに発行されるものであること、また、同法第20条の規定により個人番号をその内容に含む特定個人情報の収集等には制限があることに鑑み、同法第16条の規定に基づく本人確認以外の手続において、本人確認の資料等と取り扱うことは適当ではない。

したがって、商業・法人登記事務又は動産・債権譲渡登記事務における上記1から3までの手続においても、通知カードを本人確認の資料等として取り扱うことはできない。

5 特定個人情報（番号利用法第2条第8項）の収集制限等

(1) 個人番号カードの裏面には個人番号が記載されている（番号利用法第2条第5項、第7項）ところ、番号利用法第20条の規定により個人番号をその内容に含む特定個人情報の収集等には制限があることから、商業・法人登記事務又は動産・債権譲渡登記事務において、個人番号カードの写しを作成するに当たっては、その裏面を謄写してはならない。

(2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号についても，同法第108条の4の規定により告知を求めること等が禁止されていることから，商業・法人登記事務又は動産・債権譲渡登記事務において，国民年金手帳の写しを作成するに当たっては，基礎年金番号部分について，黒塗り等の措置を講ずるものとする。

(3) 商業・法人登記又は動産・債権譲渡登記の添付書面として基礎年金番号が記載されている国民年金手帳の写し又は個人番号が記載されている住民票の写し等の書類が添付されている場合には，原則として，登記申請等の調査時に，基礎年金番号又は個人番号部分について，黒塗り等の措置を講ずるものとする。

なお，申請人等から，基礎年金番号又は個人番号部分に既に黒塗り等の措置を講じた書類が提出された場合には，当該書類の原本が提出されたと認めることはできないことから，これを商業・法人登記又は動産・債権譲渡登記手続における添付書面として取り扱うことはできない。

第3 電子情報処理組織による商業・法人登記又は動産譲渡登記，債権譲渡登記，質権設定登記，延長登記若しくは抹消登記の申請（以下「オンライン登記申請」という。）等における事務の取扱い


1 オンライン登記申請において送信すべき電子証明書

改正省令により，オンライン登記申請をするときに申請人等が送信すべき電子証明書のうち，番号利用法整備法第31条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（以下「旧公的個人認証法」という。）第3条第1項の規定により作成された電子証明書については，これに代えて，公的個人認証法第3条第1項の規定により作成された署名用電子証明書とすることとされた（商登規則第102条第3項第2号，譲登規則第26条第4項第2号）。

なお，オンライン登記申請の方法等については，これまでと同様である。

2 商業登記法第19条の2の規定に基づく申請書に添付すべき電磁的記録に記録すべき電子証明書

改正省令により，商業登記法第19条の2の規定に基づく申請書に添付すべき電磁的記録に記録すべき電子証明書についても，上記1と同様に，旧公的個人認証法第3条第1項の規定により作成された電子証明書に代え



て、公的個人認証法第3条第1項の規定により作成された署名用電子証明書とすることとされた（商登規則第36条第4項第1号ロ）。

3 旧公的個人認証法の電子証明書に関する経過措置

番号利用法整備法附則第3号に掲げる規定の施行日前に旧公的個人認証法第3条第6項の規定により都道府県知事が発行した電子証明書（以下「旧電子証明書」という。）は、公的個人認証法第3条第6項の規定により機構が発行した署名用電子証明書とみなされ、その有効期間はなお従前の例によるとされた（番号利用法整備法第32条第1項）。

したがって、改正省令の施行後であっても、オンライン登記申請又は商業登記法第19条の2の規定に基づく電磁的記録の作成において、申請人等が旧電子証明書を送信又は記録し、その有効性を確認することができるときは、当該旧電子証明書を有効なものとして取り扱って差し支えない。